

平成29年第9回荒尾市農業委員会議事録

開催日時 平成29年8月10日（木） 10時開会

開催場所 荒尾市役所第41号会議室

出席委員 14人

古城 義郎（会長）
内田 浩明（副会長）
畑田 香織
前田 博礼
徳山 孝介
成徳 親幸
中尾 純一
濱崎 仁道
山川 英昭
福田 榮一
前田 真也
濱田 陽子
山中 一知
上田 清史

欠席委員 なし

農業委員会事務局出席者

局 長 米田 靖彦
次 長 渡邊 宏
書 記 田中 雅之
書 記 大久保 智幸

議事日程

- 第1 議事録署名委員・会議書記の指名
- 第2 議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）
議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について（賃貸借権設定）
議案第41号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）
議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請について（賃貸借権設定）
議案第44号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画について
報告第27号 農地法第18条6項の規定による合意解約通知について
報告第28号 農地法第3条の3第1項の届けについて
報告第29号 時効取得の届けについて
- 第3 その他

議長（会長） それではただ今より平成29年第9回の総会を開催いたします。本日は14名中14名出席ですので、総会は成立しています。本日は議題13件、報告6件となっております。それでは審議に入りたいと思います。

議長 議案第39号 農地法第3条の規定による農地等の「所有権移転」許可申請について、説明をお願いします。

事務局次長 1ページ、議案第39号 農地法第3条の規定による農地等の「所有権移転」許可申請についてです。

3件です。

受付番号1

（譲渡人） 増永の個人

（譲受人） 増永の個人

（土地の所在地） 増永の畑、面積477㎡、外1筆、合計557㎡

（譲渡理由） 労力不足

（譲受理由） 経営拡張

現地を確認しましたところ、休耕という形になってますけど、入り口が譲受人の畑からしか入れんという状態でありました。1件目は以上です。

受付番号2

（譲渡人） 福岡県筑紫野市の個人

（譲受人） 水野の個人

（土地の所在地） 牛水の畑、面積73㎡、外1筆、合計531㎡

（譲渡理由） 労力不足

（譲受理由） 経営拡張

現地を確認しましたところ、耕作されていない農地でした。特に問題は無い所でした。

受付番号3

（譲渡人） 福岡県みやま市の個人

（譲受人） 福岡県みやま市の個人

(土地の所在地) 平山の畑、面積 1,267 m²、外 6 筆、合計 15,018 m²

(譲渡理由) 経営継承

(譲受理由) 経営主になるため

現地を確認しましたところ、今みかんも栽培されておりまして特に問題もありませんでした。以上です。

審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、その他特段問題となるような項目はありませんでした。

農地法第 3 条の 所有権移転 許可申請については以上です。

議長 はい有難うございました。では、それぞれにつきまして説明をお願いします。まず 1 号について担当委員、説明をお願いします。

委員 あの、譲受人がさるってということで現場を見に行きましたけど、先ほど説明のありましたとおり入り口が譲受人の所しか無いということで休耕ということで。あの、きれいにですね、あの草は刈ってありまして、使うときには使用できるかなって感じで見えました。以上です。

議長 はい、有難うございます。この件につきましては推進委員さんの見たいではどうだったですか？推進委員さんの見立てでは大丈夫ですか？一緒に見に行かれたということですので、大丈夫でしょうか？

推進委員 はい。

議長 はい、一応あの推進委員さんも見ていただいているちゅうことですので、ご意見があれば伺いしたいと思います。

議長 ではこの件につきましてご意見、ご質問はありませんか？よろしいでしょうか？

— (「はい」 の声あり) —

それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして 2 号について、担当委員をお願いします。

委員 では私のほうから。ええと、この譲渡人がですね、譲受人の、この左側の筆の土地は譲受人の土地です。で、ええと譲渡人が福岡のほうから土地を管理し

に年に何回かちょっと来られてたんですけど、こちらのあの道路のほうから蔓がずっと入って来て、管理が大変だったそうです。で譲受人にトラクター等で保全管理をお願いしてた関連上、譲受人にもう買うてくれんかい、いう形になったそうです。で譲受人ところがもう全部管理されてるんで、問題無いかと。

議長 はい有難うございました。この件につきましてご意見、ご質問はありませんか？よろしいでしょうか？

—（「はい」の声あり）—

それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして3号について、担当委員をお願いします。

委員 はい、私のほうから。ええと、はい、あのこの譲渡人と譲受人はあの、もう家族で、じいちゃんと孫だそうです。それであの子ども、じいちゃんもうかなりの年齢で、譲受人が農家、みかん農家をやられてるということで、もう土地を譲りたいということですので、現地を見に行きましたが、みかんが植わってきれいに管理も出来てますので、問題無いと思います。

議長 はい有難うございました。この件につきましてご意見、ご質問はありませんか？よろしいでしょうか？

—（「はい」の声あり）—

それでは許可申請を受け付けたいと思います。では続きまして議案第40号農地法第3条の規定による農地等の「賃貸借権設定」許可申請について、説明をお願いします。

事務局次長 4ページ、議案第40号 農地法第3条の規定による農地等の「賃貸借権設定」許可申請についてです。

2件です。

受付番号1

（貸出人）平山の個人

（借受人）増永の個人

（土地の所在地）平山の田、面積 1,095 m²

（契約期間）平成29年7月11日より3年間

（貸出理由）労力不足

(借受理由) 経営拡張

現地を確認しましたが、まあちょっと耕作はされてませんでしたけどきれいな田んぼでした。特に問題はありませんでした。

それとこの譲受人ですね、議案第39号受付番号1に出て来たと思うんですけども、要は最初に隣の農地をですね、どうしても隣の方が買ってくれてお願いされてですね、それでその3反要件が満たされんけんがっていうことで、今回ここは下限面積ばですねクリア出来ないということで、今回ここも一緒に借りるというような形で借りてらっしゃいます。以上です。

受付番号2

(貸出人) 川登の個人

(借受人) 福岡県大牟田市の個人

(土地の所在地) 川登の山林、面積10,535㎡、現況畑

(契約期間) 平成29年8月14日より5年間

(貸出理由) 労力不足

(借受理由) 新規就農

この方ですね、ええと大牟田市で認定新規就農ですか、を受けてらっしゃって、今申請中というかもう間もなく何か認定が下りるというのは確実ということで、大牟田市からの情報は問題無いと思います。

場所確認しましたがもちんとした梨園で、あの特に問題があるような場所ではございませんでした。以上です。

審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、その他特段問題となるような項目はありませんでした。

農地法第3条の 賃貸借権設定 許可申請については以上です。

議長 はい有難うございました。では、それぞれにつきまして説明をお願いします。まず1号について担当委員、説明をお願いします。

委員 はい、ええとここはですね、ちょっと増永から平山まで耕作に来るのはちょっと距離的に遠かかなと思いますけども、ま平山あたりに耕作に来てもらうけんが大変良いかな、て思います。まあ、すぐ作物も作れる状態ですので、問題ありません。

議長 はい有難うございました。実際あの先ほど事務局からも説明ありましたが、荒尾市の場合が下限面積が3反となっております。下限面積というのがですね、あの農地の売買及び賃貸借ばするために必要な面積です。まだ他所は5反という基準となっておりますけど、荒尾の場合は3反あれば施設園芸は出来るんじゃないか、農家としてやっていけるんじゃないか、というこっで下限面積を3反に抑えております。で、そういった中で、まああの借受人が3反持ってらっしゃらなかったのが先ほどの議案第39号受付番号1の譲渡人の土地を売買することが出来ないっちゃうこっです、ほかに農地をどっか賃貸借で借りてくれ、その代わりに荒らさんでくれっちゃうことを条件にですね、ここを借りるっちゃうことで、で自分の総面積が3反ということば揃えてもろたみたい

議長 この件につきましてご意見、ご質問はありませんか？よろしいでしょうか？

—（「はい」の声あり）—

それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして2号について、担当委員お願いします。

委員 ええと、まあ私と借受人は自分と同じ梨部会で同じ班ですのでよく話しはするんですけど、彼のお父さんが大牟田でブドウを作られてて、そこの息子さんで、まあ自分は梨をするということで。で前回、去年まで前の借受人が借りとられた梨山ですので、荒れてもいけませんので、はい。で、彼もやる気があるのでよろしくお願いします。

議長 借受人いくつくらいね。

事務局 30代です。

委員 で配偶者と2人で頑張ってますんで

議長 はい有難うございました。この件につきましてご意見、ご質問はありませんか？よろしいでしょうか？

—（「はい」の声あり）—

それでは許可申請を受け付けたいと思います。では続きまして議案第41号農地法第4条の規定による農地等の「転用申請」許可申請について、説明をお願いします。

事務局次長 5 ページ、議案第 4 1 号 農地法第 4 条の規定による農地等の「転用申請」許可申請についてです。

1 件です。

受付番号 1

(申請人) 熊本市東区の個人

(土地の所在地) 荒尾の田、面積 232 m²、現況田

(転用目的) 宅地分譲、第 3 種農地で用途区域内農地、始末書添付

現地を見に行きましたところ、もう既に駐車場というかですね、まあ畑以外のほうに利用しているということで、今回あの、そういった違反転用状態を解消するというので始末書を提出されて、宅地分譲として土地を売却するというので申請が上がっております。

事業計画書をご覧ください。先ほど説明しましたとおり宅地分譲ということです。で、まあ一応整地して宅地として売買するということになっております。面積は 232 m²、造成面積が 232 m²となっておりますけど、特に造成は無く整地ですね。整地してするというので特に土地の形状とかそういったものの変更はしないということで構造の変更は無いということです。以上です。

以上。審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容が、基準に適合するかどうかを検討した結果、その他特段問題となるような項目はありませんでした。

農地法第 4 条 転用申請 許可申請については以上です。

議長 はい有難うございました。それでは担当委員、説明をお願いします。

委員 ええ今事務局から言われたとおり、ええ隣の住人の、まあ隣の関係で隣の住人が駐車場で使用している感じで現在進行中と思います。でも、まあ先ほど言われたとおり今違法、あれで顛末書も出ているそうなので、まあ私としては何も、周りにはもう住宅地なので、問題は無いと思います。以上です。

議長 はい有難うございました。この件につきましてご意見、ご質問はありますか？よろしいでしょうか？

— (「はい」 の声あり) —

それでは許可申請を受け付けたいと思います。議案第 4 2 号 農地法第 5 条の規定による農地等の「所有権移転」許可申請について、説明をお願いします。

事務局次長 6 ページ、議案第 4 2 号 農地法第 5 条の規定による農地等の「所有権移転」許可申請についてです。

4 件です。

受付番号 1

(譲渡人) 水野の個人外 5 名

(譲受人) 荒尾市のプラスチック加工業の法人

(土地の所在地) 水野の畑、面積 359 m²、現況畑、外 1 1 筆、合計 7,085 m²

(転用目的) 駐車場、第 2 種農地

現地を確認しましたところ、大きさはかなりあるんですね、あの計画きちんとしていただかないといけない部分はあると思いますけども、場所的にはもう、さほど問題は無いのかな、というような所でした。

事業計画のほうを説明します。土地の選定理由に書いてありますけども、東隣工場の駐車場に供する予定のため、代替性検討し得る他の土地が無い、ということで、要はあの、工場を増設するために駐車場が無くなっていくということで、さて新しい駐車場を作りたい、ということで申請が上がっております。で、面積が先ほど言いましたように 7,085 m²、駐車場としては 197 台分ですね。まああと土地の造成とかございまして、特に生活雑排水とか等は発生しません。で、あとは隣とかにですね、危険が及ばないように外周にフェンスとか設置して、まあ被害対策も講じるということになります。以上です。

受付番号 2

(譲渡人) 福岡市早良区の個人

(譲受人) 熊本市東区の個人

(土地の所在地) 下井手の畑、面積 1,212 m²、現況畑

(転用目的) 太陽光発電設備、第 3 種農地で用途区域内農地

現地を確認しましたところ、もう使われてない農地で、入り口がどこにあるんだろか、ということでもうよく分からない所で、この図面に描いてある、あの入り口がこうちょっと付けてありますけども、草を分けてみるとちゃんと入れるようにコンクリートでちゃんとブロックして敷地を分けてあって、ちゃんと入り口もありました。農地としては休耕地ですので、特に問題は無いと思います。

続きまして計画書のほうを開いてください。事業計画ですね。転用面積は先

ほど説明しましたとおり 1,212 m²、ここと同時には道をですね、道を同時に 94 m²、これ農地じゃございません、を一緒に利用する。総面積としては 1,306 m²になります。で太陽光発電をするということで、パネルが 256 枚分となっております。特に太陽光発電ですので土地の造成等はありません。以上です。

受付番号 3

(譲渡人) 大阪府河内長野市の個人

(譲受人) 熊本県玉名郡長洲町の個人

(土地の所在地) 蔵満の畑、面積 321 m²、現況畑

(転用目的) 一般住宅、第 3 種農地で用途区域内農地

ここの農地の隣の農地がですね、平成 29 年第 5 回荒尾市農業委員会定例会の農地転用で許可したところになります。その畑の残り、残地になります。確認しましたけど普通の畑で特に問題はありません。で、これを転用してしまうところに畑が無くなる、隣接する畑がですね。

事業計画を説明します。事業面積は先ほど申しあげました 321 m²ですね。一般住宅で木造かわらぶきの平屋を建てるという計画になっております。生活雑排水は南側に公共下水道が来とりますのでここに排水する、ということです。で先ほどちょっと説明しましたけども、この農地を転用しましたらほかに農地はございませんので、ほかの畑へ影響があるようなことは無いと思います。以上です。

受付番号 4

(譲渡人) 一部の個人

(譲受人) 福岡県太宰府市の譲渡人の子

(土地の所在地) 一部の畑、面積 348 m²、現況畑

(転用目的) 一般住宅、第 3 種農地で用途区域内農地

現地を確認しましたところ、まあ特に問題があるような土地ではございませんでした。

事業計画のほうを開いてください。面積が先ほど申しあげました 348 m²、木造 2 階建。息子さんのお家を建てるということになります。で生活雑排水も公共下水等に流すということで特に問題はありません。周囲も農地が無く宅地化しておりますので特に問題は無いと思います。以上です。

以上。審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容が、基準に適合するか

否かを検討した結果、その他特段問題となるような項目はありませんでした。

農地法第5条の「所有権移転」許可申請については以上です。

議長 はい有難うございました。では、それぞれにつきまして説明をお願いします。まず1号について担当委員、説明をお願いします。

委員 はい、ええと私のほうから説明します。ええと別の委員と一緒に参りました。ええと行政書士の代理人の方に連絡を取ったところ、行政書士の方とこの会社の方と、ええ工事の請負業者の方と交えて説明を受けてまいりました。で、ここは面積が広いんで、駐車場ということであの、下のほうの、駐車場の下のほう、事業計画の下のほうを見てもらうとちょっと分かりやすいと思いますが、駐車場の下のほうは所有権移転ばしとんなはるけど、あの何ですか段を付けてですね、もしも崩れた場合ば考えて段差を付けるそうです。下のほう、駐車場の下のほうで。下のほうにちょっと池があるからそこに水を何か溜めるような形にする、ということです。と外壁はフェンスで囲う。この議案の図面のほうを見てもらうと、この購入予定の所の右側のちょっと空いとる所に駐車場があったそうです。で、それを工場を広めてこちらのほうの駐車場を利用する。で、ええと左側がちょっと耕作放棄地になつとりましたから別に問題無いと思いますけど、ちょっと広がったけんですね、気になつとるのはそこん所ですけど大丈夫かと思えます。あと補足を一緒に行った委員からお願いします。

委員 ええと雨水あたりのその、流れはええと前面道路、この図面を見ていただいて前面道路から入って左側に1ヶ所と、奥のほうに、真ん中位の右っ側に1ヶ所と、あと左の奥に1ヶ所、あの仮の貯留池、じゃないけどため池のようなものを作ってそこから今現在水が流れてる水路、旧水路なんですけど、ちょっと土で埋まったりなんたりしてるらしいんですけど、一応自然に水が流れてる流れがある、そこに自然に流すという形を取ると言われてます。で、その下は、また下にもちょっと池があるんですけど、その池からまた用水路に流れ込んでいるんで、一応そういうところで水の流れの問題は無いかな、と思って、で説明を受けてきました。

議長 はい有難うございました。この件につきましてご意見、ご質問はありますか？

委員 これ何千㎡にもなつとるけど、あの。

議長 これを県に上げます。これで一応許可相当ということで、県の常設委員会でまた審議を行います。

事務局次長 一応、ええと開発行為には当たつたらんとやろ。

事務局 開発行為には当たらない。

事務局次長 土地拡張で行けば多分開発行為に引っ掛かつとやろうと思うけど、別物で作ってあるけんが開発行為には引っ掛かってないと思います。

議長 ただ水路関係で水利権とか何とかは問題無かつかな。

委員 特に何も言ってなかったですけど、何か地元…

委員 ここの前面道路から、あの何というか雨水の排出口の事ば何か。

委員 ああ、言いよんなはった。何かつすね前面道路の横に道路の雨水か何かを流す水路があつて、その水路の流れる先がこのずっと駐車場の下をずっと通つてって、ヒューム管か何かが入つてって流れ込んでるらしいんですけど、そこはあのコンクリートするとあれなんで一応砂利でいってその流れに影響が無いような形をとろうかな、ては言われてました。

委員 道路管理者とも話し合いばしよるて言われました。

議長 はい、分かりました。まああの結構水利権及びあの水害が、その後水害が発生、埋め立てたり何たりして水害が発生して問題になった案件もありますんで、その辺は出来るだけ注意をしていただきたいと思います。

議長 この件につきましてほかにご意見、ご質問はありませんか？よろしいでしょうか？

— (「はい」 の声あり) —

それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして2号について、担当委員お願いします。

委員 ええと私のほうから。ええ一応行ってきました。ええとまあぐるりは草は刈つてあつたんですけども、中にはまだ草だらけだったんですけども、ええ、ま

あ平らな面でしたので太陽光発電にはもったいない場所だと思います。まあ道も狭くてですね、ええ出入りも難しいとこでした。問題無いと思います。

議長 はい有難うございました。この件につきましてご意見、ご質問はありませんか？よろしいでしょうか？

—（「はい」の声あり）—

それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして3号について、担当委員をお願いします。

委員 あの、先ほどあの事務局のほうから説明ありましたとおりですね、周りは転用が進んで住宅が無数に出来ておりますし、近くには学校もあり、周りは道路と密集した建物があります。何ら支障無いと思います。

委員 次にですね第4号ですが、息子さんが今度帰ってこられるということで、以前2回ほど分譲されております。残りの畑の部分を使うということで、周り道路と住宅ということで、何ら2件とも支障無いと思います。以上です。

議長 はい有難うございました。この件につきましてご意見、ご質問はありませんか？よろしいでしょうか？

—（「はい」の声あり）—

それでは許可申請を受け付けたいと思います。では続きまして議案第43号農地法第5条の規定による農地等の「賃貸借権設定」許可申請について、説明をお願いします。

事務局次長 10ページ、議案第43号 農地法第5条の規定による農地等の「賃貸借権設定」許可申請についてです。

受付番号1

（貸渡人）増永の個人

（借受人）荒尾市の建設業の法人

（土地の所在地）荒尾の田、面積1,373㎡、現況田、外1筆、合計1,973㎡

（契約期間）平成29年9月10日～平成39年9月9日の10年

（転用目的）駐車場兼資材置場、第3種農地で用途区域内農地

譲受人の事業所に隣接する農地になっております。現地を確認しましたけど、まあほとんど使われていない農地になっております。特に問題はありませんで

した。

では事業計画のほうをお開きください。利用目的としては資材置場と駐車場。まあ現在使用している資材置場が飽和状態になっていると。大型車を購入したため駐車場が手狭になり従業員の駐車スペースが確保できなくなっていることから、隣接地の地権者との話し合いが合意したので今回資材置場と駐車場を設けたい、ということで、駐車場が大体 569 m²、資材置場に 900 m²、積み下ろし作業スペース 400 m²、合計で 1,973 m²を利用したい、となっております。基本的にはもう、あの簡単な造成という形になりますので、生活雑排水とかは発生しません。完成後の被害防除対策としましては、被害が発生した場合は利用者側で責任を持って早急に対処する、ということで計画は出ております。まあ日照権とかそういったところには問題は無い、というふうになっております。以上です。

以上。審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、その他特段問題となるような項目はありませんでした。

農地法第5条の「賃貸借権設定」許可申請については以上です。

議長 はい有難うございました。それでは担当委員、説明をお願いします。

委員 私のほうから説明いたします。ええこの借受人法人というところはですね、総合会社、何をされてるんですか、と担当者と打ち合わせをしたところ、いろんな何でもこう、土木関係とか建築解体とかそういうことですね、それを受けてからすぐやる所ということでですね、それでダンプがあつたり砕石があつたりとかで、また増やしたりなんかして、ということで、でした。で、この建物の今建っている所の土地がですね、今回の貸渡人と同じ方となっておりますけども、このすぐ近くですね、家が、という土地ば売ったばかりのところ。で今回2反位の転用でありますけども、ここも新しくまた今回の貸渡人ということで、転用でまた新しく借られるということですね。まあ現場に行ってみたけども、周りがまだ農地が残っておるわけです。ここはどうされるんですか、て聞いたところ、埋め立てて、土地を平にさせて資材置場にする。で、埋めるってどう埋めるんですか、て聞いたところ、ぎりぎりブロック積みですからブロックでします。ただ、聞いたら1m位引いてからします、ああそうかいって言ったら、ああ境界ぎりぎりやったら大変なことになるなっていうのが、ああ1m位全部引いてされるというそれやったらいい。ただ問題なところがですね、ここに図面上に書いてないけれども、入り口がですねこの国道からの入り口がですね、2mから2.5m位の降

り口がこうあるんですよ。トラクターの降り口が。この行ったところが貸渡人の所の角の所に丁度入って来る所が、貸渡人の所が入る所なんです。そこまでブロックで埋められたら、この北側の農地、その北に太陽光が今出来てるんですけども、そっちのほうは今度入られんごつなってくるわけですね。これが誰も分からんようになっと思えますんで、ここブロックで積むなと私が言ったんです。積むんだったら私が受け付けて。ああ分かりましたって。そらその貸渡人は何も分からんだろうって思うわけですけど。ここはちゃんとトラクターが曲がれるように埋めんごつしてください。あの、こう降りに行ったときに、中に入るときに、こうまで曲がれるような感じでブロックばこうしてくれ、こうなったときに振るからね、あの尻を振ったり、上るときにコンバインでんこうするばってん、ちゅうたら、はい分かりました。それだったらいいですよ、てことで承諾してまいりました。あのこの、池と池がこう、国道からこう下さんこう行って池との間に2件あるんですよ。その真ん中にこう通り道がこうあるんですけど、見えてないけども、地形図でありますけども、そこの所ば埋めるな、ブロックするならこう埋めてくれ、いうな感じで承諾受けて点検しました。そういうことです。以上です。

議長 はい有難うございました。この件につきましてご意見、ご質問はありませんか？よろしいでしょうか？

議長 ここは耕作は、水田ば作ってあつとですか。

委員 今ですね、水田してないです。あの前はですね、あの農家さんが牧草ば作ってました。地主さんから借りて。

以降、申請地周辺の耕作状況について情報交換が行われた。

議長 この件につきましてほかにご意見、ご質問はありませんか？よろしいでしょうか？

— (「はい」 の声あり) —

それでは許可申請を受け付けたいと思います。

(県に進達後、申請者より取下げ申請が提出されました。)

では続きまして議案第44号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画について、説明をお願いします。

事務局次長 議案第44号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農

用地利用集積計画についてです。

別紙をご覧ください。今回は、平成29年8月15日の公告予定です。今回は8回目の利用権設定となっております。

別紙1ページをご覧ください。総括表ですが左側が今回の設定面積です。利用権設定の新規設定5年の田 1,442 m²、新規設定10年の田 2,128 m²、利用権設定の合計が 3,570 m²、所有権移転の畑 937 m²、所有権移転の合計が 937 m²、今回の利用集積計画合計が 4,507 m²となっております。右側の本年累計ですが、表右下をご覧ください。第1回からの累計で 72,960 m²となります。

1 件目

新規設定です。

(借り人) 菰屋の個人

(貸し手) 菰屋の個人

(利用権を設定する土地) 菰屋の田、面積 915 m²、外 2 筆、合計 3,570 m²
利用目的は水稲及び野菜、期間は、利用権を設定する土地のうち菰屋の田、面積 915 m²、外 1 筆、合計 1,442 m²が平成29年9月1日から平成34年11月30日までの5年間、10a あたり米 90kg/年の賃貸借(物納)、菰屋の田、面積 2,128 m²が平成29年9月1日から平成39年11月30日までの10年間、10a あたり米 90kg/年の賃貸借(物納)です。

2 件目

所有権移転です。

(譲受人) 熊本市北区の個人

(譲渡人) 平山の個人外 1 名

(所有権を移転する土地) 野原の畑、面積 937 m²
利用目的はスナップエンドウ、無償譲渡です。

農用地利用集積計画については以上です。

議長 はい有難うございました。この件につきましてご意見、ご質問はありません

んか？よろしいでしょうか？

—（「はい」の声あり）—

議長 では議案第44号を終了したいと思います。続きまして報告事項に移りたいと思います。報告事項ですので、続けてお願いしたいと思います。

報告第27号から報告第29号について報告が行われた。

議長 はい、有難うございました。ここは審議はありませんが、ご意見質問受け付けます。何かございませんか？

—（「なし」の声あり）—

議長 では本日予定していました議案は全て終了しました。事務局から何かありませんか？

事務局：以下の事務連絡を行う。

- 九州北部豪雨災害に対する義援金の支出について
- 農業委員会の新委員紹介記事の、広報あらおへの掲載について
- 農業者年金推進部長の指名について
- 農地意向カードについて

議長 それでは、これをもちまして平成29年第9回定例会を終わります。

閉会：11時45分